

			<p>を命ずること。</p> <p>5 同法第17条の17の規定による指定居宅支援事業者の指定に関すること。</p> <p>6 同法第17条の22の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消に関すること。</p> <p>7 同法第17条の24の規定による指定身体障害者更生施設等に関すること。</p> <p>8 同法第17条の30の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の取消に関すること。</p>		<p>ること。</p> <p>5 同法第17条の27の規定による指定身体障害者更生施設等の届出に関すること。</p> <p>6 同法第17条の28の規定による指定身体障害者更生施設等に対する報告等に関すること。</p>
	<p>2 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。</p>		<p>1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第29条の規定による請求に対する裁決をすること。</p>		
	<p>3 社会福祉法の施行に関すること。(身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅生活支援事業、身体障害者相談支援事業、手話通訳事業、身体障害者生活訓練等事業、同法に規定する身体障害者更生援護施設を経営す</p>		<p>1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。</p> <p>2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。</p> <p>3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営</p>	<p>1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。</p> <p>2 同法第56条の規定による監督に関すること。</p> <p>3 同法第58条の規定による監督に関すること。</p>	<p>1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。</p>

	る事業等に関する ことに限る。)		の取消し又は 同条第3項の 制限若しくは 停止をすること。	
	4 身体障害者リ ハビリテーショ ンセンターに関 すること。			
	5 身体障害者福 祉センター、ひ ばり園、くすの き園、りんどう 荘、身体障害者 能力開発セン ターに関するこ と。			1 熊本県身体 障害者福祉 ホーム条例 (昭和50年熊 本県条例第 55号)第4条 の規定による 使用の許可に 関すること。
	6 知的障害者福 祉法(昭和35年 法律第37号)の 施行に関するこ と。		1 同法第15条 の17の規定に よる指定居宅 支援事業者の 指定に関する こと。 2 同法第15条 の22の規定に よる指定居宅 支援事業者の 指定の取消し に関すること。 3 同法第15条 の24の規定に よる指定知的 障害者更生施 設等の指定に 関すること。 4 同法第15条 の30の規定に よる指定知的 障害者更生施 設等の指定の 取消しに関する こと。	1 同法第15条 の20の規定に よる指定居宅 支援事業者の 変更等の届出 に関すること。 2 同法第15条 の21の規定に よる指定居宅 支援事業者等 に対する報告 等に関するこ と。 3 同法第15条 の27の規定に よる指定知的 障害者更生施 設等の変更の 届出に関する こと。 4 同法第15条 の28の規定に よる指定知的 障害者更生施 設等に対する 報告等に関する こと。
	7 児童福祉法 (昭和22年法律 第164号)の施 行に関すること。		1 同法第21条 の17の規定に よる指定居宅 支援事業者の	1 同法第21条 の20の規定に よる指定居宅 支援事業者の